独立行政法人製品評価技術基盤機構の平成28年度の業務運営に関する目標を達成するための計画(事業計画)

平成28年4月1日 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし、行政執行法人として、①工業製品その他の物資に関する技術上の評価、②工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価、③工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供、④評価の技術に関する調査及び研究等の業務を遂行する。

近年、我が国を取り巻く、急速な少子高齢化や、経済のグローバル化、イノベーションの進展といった国民生活や産業活動の変化の中で、機構は、国内外の関係機関や消費者を含む社会との連携を図りつつ、製品等の信頼性・安全性の確保を通じた国民生活の安全の確保や、産業活動における信頼性・安全性の確保や工業製品等の品質の向上を通じた産業の発展を支える社会基盤として、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野のそれぞれにおいて、中核的業務である関係法令の執行業務・支援業務等を正確かつ確実に実施する。また、これらの業務を通じて得られた情報・知見や、機構が有する専門的知見も活用し、企業等におけるイノベーションの促進に寄与することで、新ビジネス創出、市場創造・拡大等にも貢献する。

製品安全分野では、製品事故の原因を究明し、再発防止と未然防止に貢献するとともに、原因 究明から得られた知見を基に、事業者に対しより安全な製品の設計・製造・流通に繋がる情報の 提供を強化するとともに、消費者に対しより安全な使用に繋がる情報の提供を強化し、社会全体 の製品安全意識の向上を支援し、安全で豊かなくらしの創出に貢献する。

化学物質管理分野では、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質の人の健康や環境に影響するリスクの低減に貢献する。その際、法執行業務の適切な実施に加えて、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理に係る国内外の制度調査や製品を経由した化学物質リスク評価等の幅広い取組に挑戦し、より早い段階から価値ある情報を発信することにより事

業者や消費者とのコミュニケーションを積極的に図るなど、国民生活の安全レベルの更なる質的 向上等が図られることを目指す。

バイオテクノロジー分野においては、微生物に係る遺伝資源等の利用による社会的リスクの低減を図りつつ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献する。その際、産業界との連携を重視しながら、近年注目されているヘルスケア、エネルギー、環境等の分野への応用や我が国が伝統的に強みとして有している発酵技術の地域産業等での活用を含めるとともに、生物多様性条約下での海外産微生物の使用や国産微生物の海外への持ち出しといった国際的な課題への対応を的確に図る。

適合性認定分野においては、工業標準化法や計量法に基づく着実な制度の運用や、国際的枠組みにおける活動を通じて、我が国認定機関としての信頼性維持や能力の向上を図る。その一環として、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性についても、調査する。

国際評価技術分野においては、大型蓄電池システム等の戦略的技術分野における評価技術の開発や認証基盤の整備を通じて、国際競争力強化に貢献する。また、電力システム改革後を見据えた電気保安規制のあり方に関する国の検討を支援することで、将来的な保安水準の維持・向上に貢献する。

以上を踏まえ、機構は、組織全体の機能を高めるため、高度な専門的人材の複層的活用による柔軟な運営体制を維持するとともに、新たな社会的課題に柔軟に対応することを目標に組織運営を行う。

このような中で、平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日までの期間における年度目標を達成するための計画は以下のとおりとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとる べき措置

I-1. 製品安全分野

経済産業省による製品安全施策の下、機構は、製品事故の原因を究明し、その結果を、同種の製品事故の再発防止と未然防止に向けて活用するため、経済産業省や事業者・消費者への情報提供を行う。加えて、機構が保有する製品事故情報と民間機関が保有する情報を連係させ、製品事故の原因究明に資することにより、事故未然防止対策の高度化を図る。

また、製品の製造・輸入から消費に至る一連の関係者と連携し、製品の安全性向上及び製品安全意識の向上へ向けた取組を実施する。

さらに、リスクアセスメント(※)による安全の考え方と国際整合性のある規格・基準に基づく製品安全文化を、国民生活や企業活動に定着させるための中心的な役割を担うべく、経済産業省の製品安全施策を支援するとともに、企業等との連携や積極的な情報提供によって、より安全な設計による製品が普及する社会を支える。

- (※リスクアセスメント:製品を企画・設計する段階でそれらが製品として使用される状況を想定することで発生が予想される危険源や危険な状態を特定し、その影響の重大さを評価し、それに応じた対策を事前に設計に盛り込むことで、製品の安全性を高める手法。)
- 1. 重大製品事故及び経年劣化に関する技術上の調査・分析並びに非重大製品事故等の収集及 び調査・分析
- (1)消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析などにより、事故の多発性、被害の重篤性などを考慮し、緊急性の高い案件については優先的に実施する。

【指標】

- ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均970件
 - ※全件実施:主務省からの指示·要請、事業者からの申請等件数に対し、全数を実施 (以下同様)
- (2)消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。

・消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の 実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均970件(※)

- ※重大製品事故1件につき(1)と同時に指示があるため、実施件数は(1)に同数となる。
- (3) 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。

【指標】

・非重大製品事故の原因究明調査実施件数(非重大製品事故として受け付けた 全数を実施)

(参考)過去3年平均 2,622件

(4)事故調査から得られる技術的な知見を活用するとともに、重大製品事故及び非重大製品事故が発生する以前の段階での情報収集に努め、原因調査・分析等を行うことにより、製品事故の再発・未然防止に向けた取り組みを行う。

また、再発・未然防止の取組により得られた技術的知見により、事故原因不明率の減少や原因調査期間の短縮、規格・基準への反映等の製品安全に対する波及効果の高い活用を行う。【重要度:高】【難易度:高】

(理由:製品事故のより早期の再発・未然防止のために、予兆事象の抽出、事故発生シナリオの作成、データの蓄積・実証試験等のこれまでにない新たな取組を開始し、さらに、調査・分析のみならず、製品安全に対する波及効果を得るためには短期間で製品安全に資する成果につなげる必要があり、重要度、難易度ともに高い。)

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 製品事故に至っていないが重大製品事故の恐れがある事案について、リスク分析、実証 試験等を行い、その結果を経済産業省及び事業者に報告し、注意喚起を行う。
- イ 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を解明し、事故調査レベルの向上を図る。

【指標】

- ・因果関係究明・解析のための取組テーマ数(10件)
 - (参考)平成 27 年度実績:9件(うち5件は28年度へ継続)
- ウ 製品事故の予兆を捉えることによって製品事故の未然防止対策を図ることを目指し、流通 事業者、医療機関等民間機関が保有する情報の入手に努める。

【指標】

·情報入手元の機関数(5社)

2. 立入検査・適合性検査等

- (1)消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、 経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- (2)電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- (3)ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- (4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する 立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- (5)工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- (6)家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- (7)消費生活用製品安全法に基づき製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験 について、製造事業者等からの依頼に基づき、的確に実施する。

【指標】

- ・各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均256件
- ・消費生活用製品安全法の技術基準適合確認試験の実施件数(製造事業者等からの依頼に基づき全数を実施)

(参考)過去3年平均 30件

3. 技術基準・規格等の提案活動の強化

(1)技術基準・規格等の提案

事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準・規格等の整備・見直しを目指し、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行う。

【指標】

・技術基準・規格等の提案に資する取組件数(3 件。なお、その際、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案に繋げるよう努めるものとする。)

(2)技術基準整備の支援

製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全法に係る整合規格(※)の整備を支援する。
- イ 経済産業省からの要請に基づき、電気用品に係る国際規格の動向を把握しつつ、電気用 品安全法の規制対象範囲の適正化について、関係業界、登録検査機関及び消費者団体 の意見をとりまとめ、経済産業省に報告する。
 - (※整合規格:電気用品安全法の技術基準省令(性能規定)に整合している JIS 等の規格。)

【指標】

・整合規格案の技術評価件数(全件実施)(参考)平成26年度実績14件(平成26年度から実施)

4. 製品安全レベルの向上に資する取組

製品供給者(事業者)及び製品使用者(消費者)の製品安全に対する意識レベルを向上させるため、有用な情報を積極的に提供する。また、輸入製品による事故防止の強化に向けて、海外の製品安全情報の収集・提供を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 事業者の製品安全レベルの向上に資する取組として、使用者特性・ライフサイクルを考慮 した安全設計や事故発生メカニズムに関する技術情報、販売・流通事業者が持つクレーム 情報の分析結果等について、セミナー・講演会、ホームページ、メールマガジン等を通じて 提供する。

【指標】

- ・事業者向けのセミナー等情報提供件数(29件以上)
 - (参考)内訳: 2 件(業務報告会)、2 件(社会人講座での講座開設)、24 件(製品安全情報マガジンの発行)、1 件(生活安全ジャーナル Web 版の発行)
- イ 消費者の製品安全レベルの向上に資する取組として、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ、小中高校生向けセミナー等を通じて提供する。

【指標】

- ・消費者向けのセミナー等情報提供件数(26 件以上)
 - (参考)内訳: 12件(プレス発表)、14件(製品安全セミナー等への講師派遣)
- ウ 米国消費者製品安全委員会(CPSC)、欧州委員会(EC)等の海外連携機関から得られた 海外の製品安全施策、リコール情報等を経済産業省へ提供する。

また、海外機関との連携により、海外製造事業者への連携先からの対応等によりグロー

バルな製品事故未然防止を図る。

【指標】

・海外連携機関からの情報収集及び経済産業省等への情報提供件数(24件以上)

I-2. 化学物質管理分野

経済産業省による化学物質管理政策の下、製品由来によるものを含めた化学物質の人の健康や環境に影響するリスクの低減に向けて、化学物質管理法令の法執行・支援業務及びその基盤業務としての有用情報の整備・提供業務を実施する。

また、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理の国際調和に貢献するとともに、新たな化学物質管理手法の開発等へ協力し、その結果が広く化学物質関係法令の効率的な施行に活用されることで、企業における新規化学物質や製品開発の促進や国民生活の安全レベルの更なる質的向上等が図られることを目指す。さらに、化学物質管理制度の構築・運用等に係る国内外への調査能力を一層高め、国へ報告・提言を行うことを目指す。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の執行支援・執行業務

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)の執行等を支援する ため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な 運用に資するためのリスク評価等を実施する。

(1)リスク評価・新規化学物質の事前審査等

化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価(※)に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成、GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を実施する。

(※スクリーニング評価・リスク評価:

スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、優先評価化学物質を対象に第二種特定化学物質の該当性を判断するための評価。スクリーニング評価により優先評価化学物質に指定された化学物質について実施され、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価(一次)」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価(二次)」とに大きく分かれる。リスク評価(一次)では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「リスク評価 I」、取扱い情報の報告を求めるべき用途について判断するための「リスク評価 I」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いて有害性調査指示について判断するための「リスク評価 II」、取扱い情報で追加モニタリングデータ等も用いて有

具体的には、以下の業務を実施する。

①化学物質のリスク評価等

ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、技術的な確認・整理を行い物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。

【指標】

- ・届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数(全件実施) (参考)平成 26 年度実績 12,403 件(一般化学物質)、312 件(優先評価化学物質) (平成 26 年度から実施)
- イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、 厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質(以下「優先評価化学物質」と いう。)のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省(以下「3 省」という。) に提供する。

【指標】

- ・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価 I に関する国に対する情報提供物質数(全件実施)
 - (参考)平成 26 年度実績 7,162 物質(スクリーニング評価)(平成 26 年度からカウント方法を変更)、過去 3 年平均 107 物質(リスク評価 I)
- ・リスク評価 II に関する国に対する情報提供物質数(全件実施) (参考)平成 26 年度実績 3 物質(平成 26 年度から実施)

②新規化学物質の審査・確認等

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、国による 審査に係る技術的事項について相談に応じるとともに、新規化学物質の届出資料を確認し、 修正等の助言を行う。併せて、国に対し審査資料の作成を支援する。

【指標】

- ・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成件数(全件実施) (参考)過去3年平均391件
- イ 経済産業省の要請に基づき、分解性及び蓄積性に関する構造活性相関(※1)手法による 予測結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供する。

【指標】

- 構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数(全件実施) (参考)過去3年平均293件
- ウ 経済産業省の要請に基づき、少量新規化学物質、中間物等(※2)の申出書類に対し、化 学物質の構造や環境中への排出等の技術的事項の確認を行う。

【指標】

・少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数(全件実施)

(参考)過去 3 年平均 35.497 件(少量新規)、246 件(中間物等)

エ GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認を経済産業省の指示に基づき実施する。

【指標】

・GLP に係る試験施設の基準適合確認件数(全件実施) (参考)過去3年平均3件

オ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、 的確に実施する。

また、経済産業省の要請に基づき、3 省における立入検査計画の作成及び少量中間物等(※2)の立入検査マニュアルの改定を支援する。

【指標】

・化審法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均33件(中間物等)、過去2年平均10件(少量新規)(平成25年度から実施)

(※1 構造活性相関:

物質の化学構造上の特徴又は物理化学定数と生物学的活性(生分解性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等)との相関関係。)

(※2 少量新規化学物質、中間物等、少量中間物等:

新規化学物質の一種。少量新規化学物質は、年間の製造数量及び輸入数量の全国における合計数量が 1 トン以下のもの。中間物等は、化学反応を通じて全量が他の化学物質に変化するもの。少量中間物等は、中間物のうち、その年度ごとの製造(輸入)予定数量が 1 トン以下のもの。)

(2)化学物質名称原案の提供

化審法等における新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、公示 名称の原案を提供する。また、名称については国際的ルールや化学物質関係法令との一層 の整合を図る。【難易度:高】

(**理由**:短期間に最新の国際命名ルール(IUPAC2013 命名法)を事業者に普及させ、平成 29 年度から化審法へ導入できるよう準備することや、より広い化学物質管理関連法令 と化学物質名称の一層の整合を図ることは難易度が高い。)

【指標】

・新たな化学物質の名称原案作成物質数(全件実施)(参考)過去3年平均498物質

(3)リスク評価の加速化及び新規審査・確認の合理化への取組

豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法開発、改良等による

更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化や新規審査・確認の合理化 を目指す。【難易度:高】

(**理由**:これまでにない先駆的な技術的手法を確立し、化審法関係省庁や関係有識者間で 調和の取れた合意形成を図るための、より高度な技術情報を提供することは、難易度 が高い。)

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア スクリーニング評価やリスク評価の加速化、精度向上等新たな手法の確立を目指し、検討を行い経済産業省に提案する。
- イ 少量新規化学物質の申請に対する確認方法の合理化を目指し、検討し経済産業省に提 案する。
- ウ 分解性に関する構造活性相関手法において、適切な国の審査の実施に向け、データの追加による新規化学物質の審査への適用範囲拡大や生成変化物の推定基準の確立を目指し検討する。

また、反復投与毒性に関する構造活性相関手法が化審法で活用されることを目指し、技術的な検討を行う。

エ 新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提案する。

(4) 化審法関連情報の整備・提供

事業者の化学物質管理等に資するため化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や 3 省が保有する情報を収載した 3 省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理、データの更新を行う。また、必要に応じて業務効率化のための改良を行う。

【指標】

- ・3 省共同化学物質データベースシステムのデータ更新件数(全件実施) (参考)過去3年平均584件(審査用資料及び審査シート入力件数)
- イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース (J-CHECK)を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。また、必要 に応じ業務効率化のための改良を行い、国の円滑な情報提供を支援する。

【指標】

・化審法データベース(J-CHECK)のデータ更新回数(6回以上)

(5)化学物質管理手法等の国際調和の推進

化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、合理的な化学物質管理の実施に向けた活動を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 経済協力開発機構(OECD)の暴露評価タスクフォースへ参画し、化審法リスク評価に用いる用途分類や化学物質の環境中への排出係数の国際整合化を目指すと共に、情報の収集・発信を行う。
- イ 構造活性相関に係る化学物質評価の取組を推進するため、機構が作成する我が国の評価手法が国際的な評価ガイダンスに取り入れられることを中長期的に目指し、経済協力開発機構(OECD)等の活動への積極的な参画等を通じて、必要に応じた情報収集及び情報発信を行う。

2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の執行支援 業務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTR(※)データの集計、解析等を行い、結果を提供する。

(XPRTR:

Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。)

(1)事業者等からの届出データの集計等

化管法の執行を支援するため、事業者等からのPRTR届出書を処理する電子計算機システムの運用を行うと共に、PRTR データの集計等を行い結果を国に提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの集計を行い、結果を国に提供する。

【指標】

•PRTR データ集計の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 36,372件(届出データの記録・集計件数)

- イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム(ハードウェア)、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム(ソフトウェア)、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するための PRTR 届出作成支援プログラムの運用を行う。
- ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。
- エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。

(2)解析結果の普及・活用促進等

化学物質管理における事業者の自主管理の促進と国民の理解の増進に向け、集計した PRTR データを解析し、その結果を公表する。また、解析結果の有効活用法について検討を行い、化学物質管理制度の効率化等の運用改善を目指すとともに、事業者による化学物質の自主的な管理の実施を推進する。【難易度:高】

(**理由**:事業者による化学物質の自主管理を波及させるためには、中小企業を含めた事業者が活用し易い新たな手法を検討・構築する必要があり難易度が高い。)

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行うとともに、排出量及び濃度等の暴露情報について国民や事業者等に視覚的にわかりやすい情報提供を行うため、PRTR マップ(※)を的確に運用する。また、事業者が容易に利用できる PRTR マップを活用した化学物質リスク評価手法の構築を目指し検討する。

【指標】

•PRTR データの解析の実施件数(全件実施)

(参考)過去 3 年平均 12 物質(自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数)

イ PRTR の国際整合化を図るため、経済協力開発機構(OECD)の PRTR タスクフォースへの 参画等を通じ、情報の収集・発信を行う。

(※PRTR マップ:

PRTR マップは、化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム。Web サイト上で閲覧が可能。)

3. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行業務

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

- ・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数(全件実施) (参考)過去3年平均23件(国際検査の立会い実施件数)、5件(実態調査件数)
- ・化兵法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)

(参考)過去3年平均6件

イ 国際機関や経済産業省が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。

また、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。

ウ 国際機関等の動向を把握し、検査実施方法に関する最新関連情報(分析方法、更新された 装備品情報等)を入手し、必要に応じ業務実施方法等に反映させる。

4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

(1)化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN ケミカルセーフティーデータベースにおける情報 の整備、提供

化学物質の安全性等に関する情報について、国内外における最新の法規制情報やリスク 評価結果等を収集、整理、更新し、国民や事業者等への情報提供を適時行う。

また、国際的な情報基盤として、日 ASEAN ケミカルセーフティーデータベース(AJCSD(※1)) に日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和と企業のイノベーションの推進の支援を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 平成 27 年度に大幅改修した化学物質総合情報提供システム(CHRIP(※2))を的確に運用し、国民や事業者等に、国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の情報提供を行う。

国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等について、CHRIP を活用し 効率的に情報収集・提供が行えるよう、関係機関との連携拡大等を進める。

【指標】

- ・化学物質総合情報提供システムにおける、化学物質の安全性等に関する国内外情報の更新回数(6回以上。なお、その際、最新の法規制情報やリスク評価結果等、関係者に有用な情報の更新を行うよう努める。)
- ・化学物質総合情報提供システムにおける検索回数(269 万リクエスト/年)
- イ 平成27年度に開発したAJCSDを的確に運用し、ASEAN各国から提供される法規制や有害性情報等を収載し、日本及びASEAN各国の最新の法規制情報や有害性情報等を提供す

る。

【指標】

- ・AJCSD の更新件数(日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき全数を実施)
- ウ 事業者による化学物質等安全データシート(Safety Data Sheet: SDS)や危険有害性情報 についてのラベル作成を支援するため、3 省が実施した GHS(※3)分類結果を確認・修正を 行い公表する。また、分類結果の英語版を作成し公表する。

【指標】

・3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数(全物質実施) (参考)過去 3 年平均 172 物質

(X1 AJCSD:

ASEAN Japan Chemical Safety Database 日本とASEAN 各国の政府から直接提供された化学物質関連の規制情報を収載し、提供するシステム。平成 28 年度より機構が運用機関として本格運用を開始する。)

(X2 CHRIP:

CHemical Risk Information Platform 化審法を始めとする国内外の主な法規制情報、有害性やリスク評価情報等を収載し、提供しているシステム。現在約 20 万物質の情報を収載している。)

(※3 GHS; The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム):

化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート(SDS)による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。危険有害性に関する情報を化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。)

(2)国内外の動向等を調査・分析し国等へ報告・提言

化審法等の制度構築やその合理的な運用、製品を経由した化学物質リスク評価、アジア諸国の化学物質管理等に関する調査・分析を実施し、課題等を経済産業省へ報告・提言を行う。また、これら政策的・社会的に重要性が高い事項の課題解決を図る。【重要度:高】【難易度:高】

(**理由**:中長期的な視点で今後の化学物質管理のあり方を見据えた制度構築、合理化等の検討を進め、さらに、これまでにない先駆的な技術的手法を確立し課題解決に資することは重要度、難易度ともに高い。)

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 現行の化審法と類似する欧米等の法制度の背景、実際の運用等を調査し、合理的な化学物質管理制度の構築や運用等に係る情報の収集、整備、提供を行うとともに、経済産業省へ報告・提言を行う。
- イ 製品含有化学物質のリスク評価の課題に対応するため、海外では整備済みの暴露係数・シナリオ(※)について日本独自の情報を事業者等へ提供する。また、化審法対象物質を含有する代表的かつ具体的な製品(数種類)からの放出実態について調査する。

【指標】

- ・日本独自の暴露係数・シナリオの情報提供件数(1カテゴリー(※))
- ウ アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づき、途上国における化学物質関連データベースの開発や、リスク評価手法の導入に係る研修等を通じた技術支援を行う。

また、我が国における産業界の具体的なニーズ把握とニーズに合った情報提供を目指し検討する。

【指標】

- ・研修等を通じた技術支援の取組回数(5回)
- エ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有などを進め、協力関係を維持・強化する。また、経済協力開発機構(OECD)のハザード評価タスクフォース会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験法開発等の議論に参加し、我が国の化学物質管理手法に有益な情報収集を行うとともに、状況を経済産業省に報告する。

(※シナリオ、カテゴリー:

「洗濯する」や「掃除する」といった人の行動を分類化したものをカテゴリーとする。このカテゴリーごとにどのような過程で人が化学物質に暴露されるのかを示すのが暴露シナリオである。 暴露シナリオに実施回数等具体的な数値情報が加えられる場合は、その数値が暴露係数である。)

(3)化学物質管理に関する理解促進、普及啓発

化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手の側のニーズや提供側の実態等を踏まえながら調査を行いつつ、情報発信を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 様々なステークホルダ間(事業者、国民等)でのリスク伝達方法の向上と普及のため、化 学物質管理以外の分野を含めたリスクコミュニケーションで行われている手法や現場の状 況等について調査し、事業者や自治体等が活用できる 化学物質管理におけるリスクコミュ

- ニケーションマニュアルの作成・公表を目指す。
- イ 社会人講座を主催するほか、自治体や産業界が開催するセミナー、学生向けセミナー等において、化学物質管理に関する情報発信を行う。

・化学物質管理に関する社会人講座の開催(1件)

Ⅰ -3. バイオテクノロジー分野

経済産業省によるバイオ政策の下、微生物に係る遺伝資源や生体物質等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、生物多様性条約等に関する国際対応、生物遺伝資源や生体物質等の利用の安全性評価及び情報発信、知的基盤整備計画に基づく微生物遺伝資源の収集、寄託受入れ、安定供給及び利用の促進、特許寄託される微生物の受入れ、保管、分譲等を実施する。

また、顕在化している産業ニーズと、潜在的なニーズの掘り起こしに基づき、我が国の強みを活かしたバイオ産業の新たな発展を促進するとともに、生物遺伝資源や生体物質等の産業での活用促進、有用な生物遺伝資源の更なる充実、中小企業・ベンチャー企業支援等を通じ、競争力の高いバイオ産業の育成や異業種のバイオ産業への参入の促進に貢献することを目指す。

1. 生物遺伝資源に関する安全性確保

バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性 の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)の執行・支援及び情報提供を行う。

(1)申請の事前審査・技術的サポート

経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。

【指標】

・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数(全件実施)

(参考)過去3年平均 185件

(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成

経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物(※)」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。

(※GILSP(Good industrial Large Scale Practice)遺伝子組換え微生物:

特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等をすることができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。)

(3)立入検査

カルタへナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づ

き、的確に実施する。

【指標】

・カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均 12件

(4) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価

製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。

具体的には、工業製品等に関係したアレルギーに関する製品事故について、生体分子解析 技術を必要とする事故原因究明に関して、その原因物質を解析する。

【指標】

・製品事故の原因物質解析の実施件数(生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)

(参考)過去3年平均 15件

(5) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法の開発

バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術 基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学等の規制のあり方に関する検討 に参画し、技術的支援を行う。
- イ カルタヘナ法に関連して、事業者において遺伝子組換え微生物が漏洩した場合の立入検 査を想定し、放線菌等に対する収去・検出手法等の開発を行い、手順書の作成を行う。

【指標】

- ・収去・検出手順書の作成件数(3件)
- ウ 有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化を検討するため、関連業界 におけるニーズ調査を行う。

【指標】

- ・有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化に関するニーズ調査 件数(3件以上)
- エ 防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した 分析・解析を行い、関係省庁等へその結果を提供する。

- ・分析・解析結果の関係省庁等への情報提供件数(2件)
- オ 分子生物学的な技術を活用し、生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法を業界団体と連携して開発する。

【指標】

・生体由来製品の鑑別方法に係る規格原案(改正案を含む)の作成件数(2件)

(6)微生物安全情報の提供

既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつ あること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与する ため、微生物安全情報の提供を行う。

具体的には、企業等のバイオ産業分野への新規参入促進を視野に入れ、有害菌リスト等の 微生物の安全性や安全な取扱い等に関して、ホームページ等を通じた情報提供を行う。

【指標】

・有害菌リストの更新回数(参照先資料の更新に伴い全数を実施) (参考)平成 26 年度実績 4回(平成 26 年度から実施)

2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務

特許法施行規則第27条の2及び3の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、生物資源の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及を促進する。

【指標】

特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均332件

3. 知的基盤整備計画の推進

知的基盤整備計画(平成 26 年 3 月 25 日策定)に基づき、我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物株保存事業(カルチャーコレクション事業)を通して、微生物遺伝資源の利用の促進を図る。そのため、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての維持向上、微生物遺伝資源の情報付加への対応を行う。

また、国内バイオ産業の国際的発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約等のバイオ産業に関連する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。さらに、アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進するとともに、微生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維

持する。

(1)世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能向上

引き続き、微生物遺伝資源の寄託受入れ等による収集を行う。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオテクノロジーのうちバイオバンクに関する国際標準化への貢献を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持し、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能を向上させる。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 機構単独での微生物遺伝資源の収集、国内外の生物遺伝資源機関(BRC(※))との交換、外部からの譲渡・寄託及び共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。

【指標】

- ・微生物遺伝資源の増加数(産業界からのニーズを踏まえ、100 株以上)
- イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001 に適合した微生物遺伝資源の品質管理を維持する。
- ウ 企業等の利用者に機構の対応に対する満足度調査を行う。
- エ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を整理・公開する。属性情報に基づき、ユーザ 一に対し微生物遺伝資源を的確に提供(分譲)する。

【指標】

- ・微生物遺伝資源の提供数(ユーザーからの依頼に基づき全数を実施) (参考)過去3年平均7.876件
- オ バイオテクノロジーのうちバイオバンクに関する標準化を目指して、ISO/TC276 等の国際標準化会議に出席し、日本からの規格提案へ向け、これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用した技術的支援を行う。

(XBRC: Biological Resource Center)

(2) 微生物遺伝資源の情報付加への対応

産業界のニーズや近年のバイオ産業の動向等を踏まえ、産業上有用な遺伝子情報等を収集、整理し、提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 微生物遺伝資源の産業有用機能(環境浄化関連機能等)についての検索が可能なデータベース(MiFuP(※1))に、広範な分類群の微生物に関する機能を検索対象とするため、分類学における代表的な微生物の遺伝子情報を追加し、利用促進を図る。

【指標】

・微生物遺伝子機能検索データベース(MiFuP)への検索対象微生物の遺伝子情報の

追加(30種類以上)

イ 医薬品開発において利用される可能性が高い、抗生物質等の二次代謝産物を合成する遺伝子クラスターに関する情報を集めたデータベース(DoBISCUIT(※2))等において、ニーズや近年のバイオ産業の動向等を踏まえた情報の充実を図るため、データを更新する。

【指標】

・二次代謝産物合成遺伝子データベース(DoBISCUIT)への遺伝子クラスター情報の 追加(3 種類以上)

(X1 MiFuP: Microbial Functional Potential)

(X2 DoBISCUIT: Database of BIoSynthesis clusters CUrated and InTegrated)

(3)生物多様性条約への対応

日本企業が海外の生物遺伝資源にアクセスし、利用できる環境を提供するため、アジア各国の関係者等と連携し、生物遺伝資源の利用に関する情報を収集・整理し、提供する。特に、アジア各国のバイオリソースセンター(BRC)等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM)の活動等を通じ、海外機関とのネットワークを維持する。

また、生物多様性条約やカルタへナ議定書等による規制がユーザーに対して十分理解され、 正しい微生物遺伝資源利用を進めるために、関係国の規制内容を収集し、分かりやすく整理 し、情報発信を進める。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 生物多様性条約に係る国際会議等への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態 について調査し、経済産業省に報告する。

また、生物遺伝資源アクセスに関する情報について、分かりやすく整理し、経済産業省に報告するとともに、各国で関連法が制定されたものについては、ホームページを通じ広く情報提供する。さらに、平成27年度に開設した生物遺伝資源アクセスに関するホームページ上の相談窓口に寄せられた問合せに対応する。

【指標】

- ・各国の規制法等とその運用実態に関する情報の提供(3件)
- ・生物遺伝資源の利用に関する関連法等の情報提供(5つ以上の国・地域。なお、その際、国別の規制内容に加え規制プロセスなど国内企業にとってより有用性の高い付加的な情報等の提供にも努めるものとする。)
- イ 機構が二国間協力共同事業を行っている国を中心に、国内企業が当該国の生物遺伝資源に円滑にアクセスするための国別アクセス手引き書を作成し、ホームページで公開する。

【指標】

・海外生物遺伝資源のニーズがある国内企業に対する国別アクセス手引き書の公開

数(2カ国分(更新を含む。))

ウ 生物多様性条約に基づき、生物遺伝資源の二国間移転に関する枠組みを維持する。また、 二国間協力の共同事業に関する契約等について、新たな枠組みも検討し、当該国の法規 制状況を調査した上で、契約見直しを図る。

【指標】

- -二国間協力の共同事業に関する契約の見直し(2ヶ国)
- エ ACM での活動等を通じ、アジアを中心とした生物遺伝資源の保存とその有効利用について積極的な意見交換を行う。

【指標】

ACM における情報交換を実施する機関数(13機関)

4. 生物遺伝資源の利用促進

知的基盤整備計画及び平成 27 年度に取りまとめた「バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策提言書」を踏まえ、我が国のバイオ産業の中長期的な発展に貢献するため、生物遺伝資源の更なる利用促進を図る。【重要度:高】

(**理由**:知的基盤整備計画に位置づけられており、我が国の国際競争力の確保、イノベーションによる市場創出等のために重要であるため。)

(1)産業界のニーズの発掘

健康・医療、物質生産、地方創生、バイオバンク・BRC 等の分野について、産業界のニーズ を調査し、その結果を取りまとめる。また、機構自らの微生物遺伝資源に関する種類毎の収 集・提供戦略を策定する

【指標】

・企業等のニーズ調査の実施件数(10機関以上)

(2)産業界のニーズへの対応

企業や公設試験研究機関等との間で産業界のニーズに基づく共同事業等を実施する。 また、経済産業省等の支援制度や公設試ネットワークの活用などにより効果的な連携の在り 方を検討するとともに、地域の中小・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する観点から、 地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援等を行うことにより、企業等による製品・ 事業創出の実現を目指す。【難易度:高】

(**理由**:企業等による製品・事業創出を実現するためには、関連する企業・関係機関等のうち微生物遺伝資源に関する知識や技術が不足している機関に対し、製品・事業創出に必要な知識や技術基盤の形成のための技術等移転にかなりの時間や労力が必要となり、難易度が高い。)

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 産業界のニーズに基づき、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等に資するため、機構自ら微生物遺伝資源が生産する物質の情報等を収集するとともに、企業や公設試験研究機関等との共同事業等を積極的に行う。

【指標】

- ・企業や公設試験研究機関等との共同事業等の実施件数(8件以上)
- イ 地域微生物資源を活用したブランド創出のため、必要に応じて、経済産業省等の支援制度 や公設試ネットワークを活用し、微生物遺伝 資源を活用した商品化等へ向けた技術的支援を行う。

【指標】

- ・地域微生物資源を活用したブランド創出事業支援数(3件)
- ウ 健康・医療分野で注目されている腸内細菌等に関する技術基盤整備や異業種のバイオ産業参入等に関する可能性調査を行う。

(3) 微生物遺伝資源のバックアップ保存

災害リスクへの対応等、企業が保有する微生物遺伝資源のバックアップ保存施設として更なる利用促進を図るため事業者への PR 活動を行い、ユーザーニーズに応じて、微生物遺伝資源を恒久的に保存する。

【指標】

・バックアップサービス利用促進のための事業者等訪問数(35機関以上)

(4)企業の研究開発活動の支援

微生物遺伝資源の取扱いなど、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究 開発活動を支援する。また、微生物遺伝資源ユーザーの利便性を図るため、平成 27 年度に 開始した企業のニーズに対応した菌株の提供形態の試行を継続し、適切な運用体制について 検討するとともに、生物多様性条約への対応など、新たな寄託分譲制度を構築・運用する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 微生物の培養や保存などの取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法など、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。

【指標】

- ・微生物遺伝資源の取扱い等の問合せへの対応件数(100件以上)
- イ 機構が微生物遺伝資源機関として実施している微生物遺伝資源の受入れ及び提供において、平成 27 年度に開始した企業のニーズに対応した菌株の提供形態の試行を継続し、 適切な運用体制について検討するとともに、生物多様性条約に則した、新たな受け入れ・

提供(分譲)制度を構築・運用する。

(5)産業界における利用促進のための人材育成、普及啓発

利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や小中高校生向けの普及啓発活動を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 実習を伴う講習会や講演活動を通じ、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、 小中高校生向けの普及啓発活動を行う。

【指標】

- ・微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会や小中高校生向けの普及啓発活動の実施(3件)
- イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展等を通じて、業務活動の成果を積極的 に発信する。

【指標】

・業務活動の成果を発信する情報提供の実施件数(10 件以上) (参考)内訳 6 件(メールマガジンの発行)、4 件(展示会・学会等の出展)

I-4. 適合性認定分野

経済産業省による基準認証政策の下、工業標準化法及び計量法に基づく試験機関、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務等を実施する。

また、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図るとともに、認定制度に係る国際活動への参画等を通じて、更なる国際貢献と認定制度の普及を目指す。

さらに、政策的・社会的な必要性の高い新たな技術や製品等に係る認定制度について、適時 適確な基盤の構築による産業活動の促進を目指した対応を行い、我が国産業の競争力確保に 貢献する。

1. 工業標準化法の執行・執行支援等

(1)工業標準化法の試験事業者登録制度(JNLA)における試験事業者の試験所の登録・更新の業務を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、登録試験所に対する立入検査及び市場モニタリング(試買検査)を的確に実施する。また、日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応して、試験方法の区分の改正原案の作成を行う。

【指標】

- JNLA における試験所の更新の実施件数(36 件)
- 新規の登録申請の実施件数(3件以上)
- ・JNLA における登録試験所に対する立入検査の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均6件
- *JNLA 試買検査の実施件数(5件)
- (2)工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。

【指標】

- ・工業標準化法に基づく認証機関の調査及び立入検査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均8件(調査)
- (3)工業標準化法に基づく登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング(試買検査)を、経済産業省の要請に基づき的確に実施する。なお、その際、今後の実施手法の改善に繋がる提案に努めるものとする。

【指標】

- JIS 試買検査の実施件数(8件)
- (4)国際相互承認に基づく試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、試験所に対する定期検査を行う。また、認定した試験所に関する情報は、迅速に機構ホームペ

一ジに掲載する。

【指標】

・国際相互承認に基づく試験所の認定及び定期検査の実施件数(14件)

2. 計量法の執行・執行支援等

(1)計量法の校正事業者登録制度(JCSS)に基づく校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、 迅速かつ、的確に実施するとともに、必要に応じて、登録校正事業者に対する立入検査を的 確に実施する。また、登録審査に際しては、校正事業者の技術的能力を評価する。

【指標】

- ・JCSS における校正事業者の更新の実施件数(72 件)
- 新規の登録申請の実施件数(3件以上)
- ・JCSS における登録校正事業者に対する立入検査の実施件数(全件実施)
- (2)計量法の特定計量証明事業者認定制度(MLAP)に基づく特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。

さらに、特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。

【指標】

- •MLAP における特定計量証明事業者の更新の実施件数(7件)
- ・MLAP における特定計量証明事業者のフォローアップ調査実施件数(37件)
- ・MLAP における認定特定計量証明事業者に対する立入検査の実施件数(全件実施)
- (3)国際相互承認に基づく校正事業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国際相互承認に基づく認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。

【指標】

・国際相互承認に基づく校正事業者の認定及び定期検査の実施件数(66件)

3. 電気用品安全法等の製品安全 4 法及び相互承認実施法の執行

消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。

また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(以下「相互承認実施法」という。)に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。

・各法律に基づく検査機関及び適合性評価機関の調査及び立入検査の実施件数(全件 実施)

(参考)過去3年平均7件(調査)、1件(立入検査)

4. 製品評価技術基盤機構認定制度

安全の確保や国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的要請を踏まえた、JNLA や JCSS、MLAP の認定では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定 制度(ASNITE)において、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関等の認定を申請に基づき、的確に実施するとともに、定期検査を的確に実施する。

また、IT セキュリティ分野等において、国や産業界からの強い要請など、政策的・社会的に必要性が高い案件が生じた場合には、新規分野の立ち上げを迅速・的確に行う。【重要度:高】【難易度:高】

(**理由**: 新規分野の立ち上げには、技能評価・検証方法の検討、技術専門家の確保等が必要であり、これを迅速に対応することにより、製品の信頼性確保を通じた国民・社会の安全の確保や国内外取引の円滑化等の要請に応えることは、重要度、難易度ともに高い。)

【指標】

- ASNITE における定期検査の実施件数(21件)
- ・新規の認定申請の実施件数(1件以上)

5. 認定基盤の整備

(1)国の認定機関としての信頼性の維持、能力の向上を図るとともに、認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際活動へ参画する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 内部監査などを通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定事業者への満足 度調査を行い、審査等の改善に利用する。
- イ 審査員養成研修等により必要な認定審査員を確保するとともに、各種のスキルアップ研修 等を通じて、審査員の能力向上と審査レベルの均質化等を図る。
- ウ 認定業務におけるマネジメントシステム文書に基づき、効率的に業務を行う。
- エ アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)、国際試験所認定協力機構(ILAC)、太平洋認 定協力機構(PAC)及び国際認定フォーラム(IAF)に係る国際相互承認協定の署名地位を維持するため、APLAC 及び PAC が行う再評価を継続的に受審する。
- オ APLAC、ILAC、PAC、IAF の委員会活動に参画し、認定制度の改善等に貢献する。また、

APLAC、PAC からの要請に基づき国際評価員を派遣する。

カ ISO/IEC 17011(適合性評価一適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)、 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)及び ISO Guide 34(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)の改正に向け、国内外の委員会活動に参画する。

【指標】

- ・認定制度に関する国際規格の改正に向けた活動への参加数(3 件。なお、その際、国内の状況を踏まえつつ、極力、日本の意見を規格に反映できるよう積極的な参加に努めるものとする。)
- (2)国内外の取引の円滑化等への対応のため、知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、認定制度の普及促進を行うとともに、政策的・社会的な必要性が高い新たな技術や製品等に係わる認定分野を調査し、必要に応じて時期を逸することなく、認定制度提供に向けた対応を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 日本認定機関協議会(JAC)の事務局として、各認定機関と連携しつつ、信頼性等に係る課題に対応するとともに、認定制度の普及、利用促進に向け、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じて広報活動を行う。
- イ 知的基盤整備計画に基づき、地域産業・中堅中小企業の振興支援を行っている産業技術連 携推進会議、国や地方の機関等に認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。

【指標】

- ・認定制度の普及、利用促進へ向けた講演等の普及啓発活動の件数(10 件以上) (参考)内訳:5件(産業技術連携推進会議や地域の公設試の出席する会議での普及 啓発)、2 件(展示会への出展)、1 件(セミナー開催)、2件(講師派遣)
- ウ 新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。

【指標】

・新たな技術等に係る認定基盤の整備に向けた調査の件数(2分野)

I-5. 国際評価技術分野

日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)及び標準化官民戦略(平成 26 年 5 月 15 日策定)に基づき、新たな戦略的技術分野において、先進的な技術・知見等を活用した評価技術の開発、国際標準の提案、認証基盤の整備等を行う。

また、平成 32 年度までを目処に電気保安行政を技術的に支援する専門機関の整備に向けた必要な取組を実施する。

1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備

大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するための体制準備 を関係機関と連携しつつ行い、当該施設を活用した試験評価の実施サービスを開始する。【重要 度:高】【難易度:高】

(理由:日本再興戦略及び標準化官民戦略で掲げられた国際的に通用する認証基盤の速やかな整備を達成するためには、国際標準に準拠した試験所運用を行うとともに、外部の認証機関と連携・調整しつつ、短期間で第三者の立場から大型蓄電池システムの安全性等を評価できる体制を確立する必要があるため、重要度、難易度ともに高い。)

また、IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設置)等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。【難易度:高】

(**理由**: 国際標準化は、国内外の調整や各国の利害対立の克服が必要であり、その審議を進めることは大変困難であるため難易度が高い。)

さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握 を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に準拠した試験所として運営するために、品質マニュアル、規程文書、手順書を作成するとともに、それに基づく校正や管理、試験実施要員に対する研修・訓練等を行い、その準備を完了する。
- イ その他、適切な試験所運営に必要となる準備(安全マニュアル、試験実施手順書、施設設備の保守管理マニュアル、試験・サービスの実施要領の作成等)を進め、試験実施可能な状況を構築する。
- ウ 「標準化官民戦略」において「認証基盤を速やかに整備する」こととされている大型蓄電池システムに関して、第三者の立場からその安全性等を評価できる認証体制を整備するための具体的な連携を認証機関との間で進める。
- エ 外部から依頼された試験を的確に実施する。

- ・試験評価実施件数(外部からの依頼に基づき全数を実施)
- オ 日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設置)WG4(環境)及び WG5(安全)の国内外委員会や、IEC/TC21/SC21A(アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)の国内審議団体である一般社団法人電池工業会の技術委員会等に参加し、それぞれの規格策定に貢献する。
- カ 試験評価拠点の認知向上のための普及啓発活動、業界ニーズを把握するための事業者訪問 を行う。

【指標】

- ・利用促進に資する普及啓発活動等の件数(2件)
- •事業者訪問数(14機関)
- キ 大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、海外機関との連携の可能性を 検討する。

2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援

国や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、新たな測定 方法・試験手順案の作成を行う。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験 方法の開発・提供を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア ファインバブルの測定方法や試験手順を取りまとめ、ファインバブルの国際標準化を検討している ISO TC 281(ファインバブル技術)の国内審議委員会に提供する。
- イ 同委員会に対してファインバブルの測定方法等に関する技術上の情報提供を行い、国際標準 原案策定に貢献する。
- ウ 民間が実施するファインバブル関連製品に関する認証基盤構築に協力する。
- エ 外部機関との連携の可能性を検討する。

3. 電気保安技術支援業務

電力システム改革後を見据えた電気安全の水準を維持・向上するために必要な保安規制のあり方について、国が行う検討の支援を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 電気保安における事故情報収集や水平展開に関するあり方を国が検討するための情報として、現在の電気保安に関する事故情報収集の仕組みと他の事例に関する事故情報収集の仕

組みとを比較し、今後検討すべき課題等を抽出して経済産業省へ報告する。

イ 将来的に電気保安に関する技術支援業務を実施することを目的として、その準備を行う組織体制を機構内に整備する。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務改善の取組に関する目標

運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化(総額では前年度比 1.3%の効率化に相当)を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

【運営費交付金の見積りについて】

運営費交付金要求額については、平成 29 年度以降においても業務の効率化を図りつつ、その時々の状況を勘案して、次の算定式により見積もることとする。

交付金額 G i = $[((A b (i-1) - \delta a (i-1)) \times \beta + (A a (i-1) \times \zeta)) \times \alpha a + \delta a (i)] + [((B b (i-1) - \delta b (i-1)) \times \beta + (B a (i-1) \times \zeta)) \times \alpha b \times \gamma + \delta b (i)] - [\epsilon(i)]$

(係数等の説明)

- ・G:交付金額(iは年度)
- ・A a (i-1): 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分
- ・A b (i-1): 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分以外の分
- ・Ba(i-1): 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分
- ・Bb(i-1): 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分以外の分
- ・ α a (一般管理費効率化係数): 予算要求時の状況を勘案して設定
- α b (業務経費効率化係数):予算要求時の状況を勘案して設定
- β (消費者物価指数):前年度における実績値を使用する。
- ・γ (政策係数): 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、主務大臣による評価結果等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。
- ・δa(i)、δb(i)については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる 措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金 需要について必要に応じ計上する。
- ・ ε(i) : 当該年度における利息収入等の見込額
- ・ ζ (人件費調整係数):人事院勧告による給与改定分を反映する。

注:運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入(受取利息等)によりまかなわれる事業を指す。

2. 給与水準の適正化等

役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、国家公 務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。

3. 業務の電子化

業務の電子化の一層の推進、情報セキュリティ強化等の観点から、平成 27 年度に策定した業務・システム最適化計画を更新する。

この業務・システム最適化計画を次期 NITE-LAN システム(機構の共通基盤情報システム)に 反映させるとともに、IT 調達の透明性、公平性を確保しつつ、公共サービス改革基本方針(平成 27年7月閣議決定)に則った調達準備(仕様書作成を含む)を開始する。

また、電子決裁などの業務の電子化の推進を図るとともに、NITE-LAN システムの安定運用を行う。

【指標】

- ・機構の業務・システム最適化計画の更新完了時期(10月まで)
- ・次期 NITE-LAN システムの調達準備開始時期(12 月まで)

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 業務の電子化の一層の推進、情報セキュリティ強化、情報の共有化や検索性の向上、情報の効果的な保全、情報の体系的な整理による新たな活用等の観点から、新たな仕組みを調査した上で業務・システム最適化計画へ反映し、機構の業務プロセスについて改善を図ることとする。
- イ CIO 補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。
- ウ システム構築・改修に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。
- エ 電子決裁、タブレット PC の活用等によるペーパーレス化を推進するとともに、NITE-LAN システムのヘルプデスクやワークフローを用いた各種申請の処理について、繁忙期を除き 3 営業日以内に完了する。

【指標】

- •電子決裁実施率(40%以上)
- ・ペーパーレス会議で使用する機材の稼働率(30%以上)

- ・NITE-LAN システムの各種申請の処理時間(3 営業日以内)
- オ NITE-LAN システムを安定運用しサービス提供時間内において 99%の稼働率を維持する。

・NITE-LAN システムのサービス提供時間内における稼働率(99%以上)

Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定の在り方についての検証、一者応札・応募の減少のための取組の継続的な実施、調達等合理化計画に基づく調達の改善及び事務処理の効率化、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。

具体的には、会計処理の適正化、財務諸表の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行うとともに、一者応札・応募の減少のため、十分な公告期間の確保、入札参加制限の緩和、調達予定情報のホームページ掲載等の取組を継続して実施する。

また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。

【指標】

- ・調達件数の多い区分(※)内の一者応札数割合
- (※区分:「試験機器関連」「情報システム関連」「庁舎維持関連」等の調達における業務内容による区分のこと。当該年度に達成すべき区分とその水準は独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画にて設定。)

※やむを得ない事情として想定される理由

- 運営費交付金の交付の遅延
- ・受託業務に係る経費の暫定立替え
- ≪別表 1≫ 予算
- ≪別表 2≫ 収支計画
- ≪別表 3≫ 資金計画

Ⅳ. 短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額:2,100,000,000円
- 想定される理由:

運営費交付金の受入れの遅延 受託業務に係る経費の暫定立替え

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし

Ⅲ.その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

年度目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。

(施設の内容)

工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備

(当初予定額)

なし

(財源)

施設整備費補助金

2. 組織・人事に関する計画

職員の専門性を確保しつつ、部門間の一層の連携や分野横断的な人材の活用を推進し効率的な組織体制を構築する。また、社会的要請に迅速に対応するため、業務への取組に対する意識の向上を目指した人材育成、戦略的な人材確保を行うとともに、職員の働きやすい環境作りに努める。

【指標】

・人材確保、人材育成(階層別研修)の取組回数(人材確保のための業務説明会(全国 3 筒所)、階層別研修6コース)

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 機構内の分野間の連携等を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、 設備等の一体的な活用を推進する。
- イ 能力開発研修や適正配置等を積極的に推進し、専門分野の複層化や業務経験の多様化を 図る。また、業務への取り組みに対する意識の向上を図る。
- ウ 中長期的観点により、イノベーションへの貢献や組織内連携等のあり方について検討を行うと ともに、専門性を有する人材の積極的な採用や、外部機関との人事交流・連携強化を進める。
- エ 各部門が連携して実施する社会人講座等への職員の積極的な参加を促し、説明能力の向上を図る。
- オ 人員配置や人材育成を適切に行い、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて反映 するため、人事評価を行う管理職等向けの研修を実施し、評価能力の均質化を図る。
- カ 育児休業の取得等職員の働きやすい環境作りに努めるとともに、職員の仕事と生活の調和 (ワークライフバランス)を図るため、フレックスタイムの導入等の取組を検討する。

3. 積立金の処分に関する事項

当該事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、 その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、 経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。

4. その他機構の業務運営に関する事項

(1)内部統制

機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、 リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の 維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理にお ける PDCA サイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を 取り入れた改善等に努める。

万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に務めるとともに厳正な対策をとる。

【指標】

・理事長の指示及び機構の重要決定事項に係る伝達・周知方法及び回数(運営会議を毎週、業務進捗に係るヒアリングを定期(期初、期中、期末)に開催)

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 全職員が内部統制に対する意識を常に持つよう、基本理念と行動指針を身につけ復唱する。
- イ リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及び ICT(※)への対応について、 機構全体への情報共有に努める。
- ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。
- エ 運営会議を原則毎週開催する。
- オ 目標・業務進捗管理のための理事長ヒアリングを年3回以上実施し、経営陣と職員間にお ける意見交換を積極的に行い、機構の組織目標、実施計画等について共有を図る。
- カ 年度目標を達成するための計画(事業計画)案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有することにより職員のモチベーション向上に努める。

(**※ICT**: Information and Communications Technology(情報通信技術)のこと。)

(2)情報セキュリティ対策

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営

- の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、平成 28 年度は重 点的に次の対策に取り組む。
- ①不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策やインシデント発生に対する効果的な体制整備を含め、機構の情報セキュリティ対策の強化を行い、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。
- ②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生 した場合や NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)から情報セキュリティに係る重要な情 報の提供等があったときなどにおいては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて 対策・対応を行うなど、役職員の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生 時の適切な対応能力の維持・向上を図る。

- ・情報セキュリティeラーニングの指定期間内受講率(95%)
- ・情報セキュリティ自己点検の指定期間内実施率(95%)

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議(脅威情報共有 WG 含む)、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)等、関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策について迅速に情報収集を行う。また、これらの機関が提供する対策情報を踏まえ、情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。さらに、脅威情報共有WG からの各種脅威情報に対しては原則 2 営業日以内に対応する。
- イ 情報セキュリティに関する e ラーニング・自己点検、新人研修を毎年各 1 回、標的型攻撃メール訓練を毎年 2 回実施し、役職員を含め、情報セキュリティに対する意識の向上を図る。特に情報セキュリティ管理者については教育内容を拡充するとともに情報セキュリティに関する資格取得を促す。また、机上演習のみならず、トラブルの発生などにも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練を実施する。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。
- ウ 上記の情報収集やセキュリティ診断の結果について、機構で実施する情報セキュリティ 対策へ反映する。また、標的型攻撃メールに対応した効果的なセキュリティ対策を検討す る。

(3)情報公開・個人情報保護

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

【指標】

・個人情報保護に関する周知の方法及び回数(eラーニング、新人研修 各1回)

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求の際に、関係者との調整履歴を残した電子メールを活用するなど、意思確認を円滑かつ適正に行う。
- イ 開示・不開示決定の内部手続については、電子起案を活用し迅速に対応する。
- ウ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、個人情報ファイル簿の作成及び公開を徹底する。
- エ 保有個人情報の適切な管理を行う。
- オ 情報公開及び個人情報保護に関する e ラーニング、新人研修を各 1 回実施する。
- カ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、 役職員に周知徹底させるなど遵守させるための措置を講じ、特に不要な特定個人情報を 収集しないよう適正に特定個人情報等を取り扱う。

(4)保有資産、環境保全

機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産があれば、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。

【指標】

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく調達目標の達成状況
- ※ 各品目の達成すべき水準は環境物品等の調達の推進を図るための方針にて設定

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。
- イ 特許権について、保有する目的を検証し、登録の絞り込みと不要なもの処分を進めること により、登録・保有コストの削減等を図る。
- ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調達を推進し、 製品事故調査や技術上の評価等を行う上で、調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購 入法に適合した物品の調達目標を100%とする。

(5)安全管理、災害対策

大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施 や政府主導の防災訓練等への参加を確実に行い、職員の安全を確保する。

防災訓練等の回数(防災訓練、緊急連絡訓練 各1回)

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 必要な施設の営繕を適切に行う。
- イ 職員からヒヤリ・ハット情報を収集し、大きな事故に至る前に事故を予防する。
- ウ 防災訓練を 1 回実施するとともに、政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、 職員の意識向上と、役割把握を進め、災害時の被害縮小を図る。

(6) 広報、情報提供の推進

機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して提供するため、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

【指標】

- ・展示会等への出展、一般公開等の取組の回数(講師派遣 200 回以上、展示会等への 出展 90 回以上、報告会等 25 回以上)
- マスメディアへの情報提供回数(100 回以上)

具体的には、以下の取組を実施する。

- ア 機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、情報の受け手との双方向のコミュニケーションが可能な仕組みを構築するため、各種展示会等への出展、機構施設の一般公開等の取組を実施する。また、このための広報ツールを整理し、分野間・事業所間で共有することで、共同での広報など効果的な活用方法を検討する。
- イ ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用するとともに、SNS 等の新たな広報ツールの活用を検討し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

(7)事業所の円滑な移転

製品安全センター、化学物質管理センター、近畿認定事務所、国際評価技術本部が入居する大阪合同庁舎の廃止に伴う新庁舎への移転に関連し、他事業所との連携により業務を停滞させることなく移転を円滑に実施する。

※ 本目標における重要度、優先度の設定について、法律の執行及び執行支援業務は機構の本来業務であり、等しく重要かつ優先的に実施すべきものであることから、重要度、優先度を設定することはしない。

〈〈別表 1〉〉予算

平成 28 年度予算

(単位:千円)

区別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金 額
収入							
運営費交付金	1,930,962	1,150,178	1,560,391	902,940	457,625	1,028,308	7,030,404
施設整備費補助金	_	_	_	_	_	_	_
受託収入	_	62,509	132,981	_	_	_	195,490
うち国からの受託収入	_	62,509	132,981	_	_	_	195,490
うちその他からの受託収 入	_	_	_	_	_	_	_
その他収入	1,550	11,627	83,550	113,597	_	_	210,324
計	1,932,512	1,224,314	1,776,922	1,016,537	457,625	1,028,308	7,436,218
支出							
業務経費	1,932,512	1,161,805	1,643,941	1,016,537	457,625	_	6,212,420
施設整備費	_	_	_	_	_	_	_
受託経費	_	62,509	132,981	_	_	_	195,490
一般管理費	_	_	_	_	_	1,028,308	1,028,308
計	1,932,512	1,224,314	1,776,922	1,016,537	457,625	1,028,308	7,436,218

[人件費の見積り] 期間中総額3,869百万円を支出する。

[運営費交付金の算定ルール] Ⅱ.業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1.業務改善の取組に関する目標 【運営費交付金の見積りについて】を参照のこと。

〈〈別表 2〉〉 収支計画

平成 28 年度収支計画

(単位:千円)

費用の部2,224,5991,282,160経常費用2,224,5991,282,160業務経費1,885,9921,158,254	2,089,639 2,089,639 1,612,888	1,065,508 1,065,508	445,981	1,073,184	8,181,071
業務経費 1,885,992 1,158,254		1,065,508			-,,-,.
	1,612,888		445,981	1,073,184	8,181,071
— /		1,006,250	419,744	_	6,083,128
受託経費 - 62,509	132,981	_	_	_	195,490
一般管理費 — — — —	_	_	_	1,025,234	1,025,234
減価償却費 333,262 57,846	338,637	56,261	25,114	44,876	855,996
財務費用(利息) 5,345 3,551	5,133	2,997	1,123	3,074	21,223
臨時損失 一	_	_	_	_	_
収益の部 2,224,599 1,282,160	2,089,639	1,065,508	445,981	1,073,184	8,181,071
経常収益 2,224,599 1,282,160	2,089,639	1,065,508	445,981	1,073,184	8,181,071
運営費交付金収益 1,889,787 1,150,178	1,534,471	895,650	420,867	1,028,308	6,919,261
受託収入 - 62,509	132,981	_	_	_	195,490
手数料収入 1,550 11,627	83,550	113,597	_	_	210,324
資産見返負債戻入 333,262 57,846	338,637	56,261	25,114	44,876	855,996
臨時利益 — — — —	_	_	_	_	_
	_	_	_	_	_
総利益	_	_	_	_	_

〈〈別表3〉〉資金計画

平成 28 年度資金計画

(単位:千円)

区別	製品安全分野	化学物質管理	バイオテクノ	適合性認定	国際評価技術	法人共通	金額
		分野	ロジー分野	分野	分野		
資金支出	1,932,512	1,224,314	1,776,922	1,016,537	457,625	1,028,308	7,436,218
業務活動による支出	1,820,903	1,181,669	1,680,731	973,134	407,426	991,056	7,054,919
投資活動による支出	49,214	1,196	32,860	8,417	37,095	1,361	130,143
財務活動による支出	62,395	41,449	63,331	34,986	13,104	35,891	251,156
翌年度への繰越金	_	_	_	_	_	_	_
資金収入	1,932,512	1,224,314	1,776,922	1,016,537	457,625	1,028,308	7,436,218
業務活動による収入	1,932,512	1,224,314	1,776,922	1,016,537	457,625	1,028,308	7,436,218
運営費交付金による収入	1,930,962	1,150,178	1,560,391	902,940	457,625	1,028,308	7,030,404
受託収入	_	62,509	132,981	_	_	_	195,490
その他の収入	1,550	11,627	83,550	113,597	_	_	210,324
投資活動による収入	_	_	_	_	_	_	_
施設費による収入	_	_	_	_	_	_	-
財務活動による収入	_	_	_	_	_	_	-